

自由権規約委員会と その後の批判

2014年12月22日

名古屋・労働会館

藤田早苗

エセックス大学



ヒューマンライツ・ウィーク : 毎年12月のはじめ



世界人権デー 12月10日



世界人権宣言の採択
1948年12月10日

日本では2014年12月10日
「秘密保護法」施行

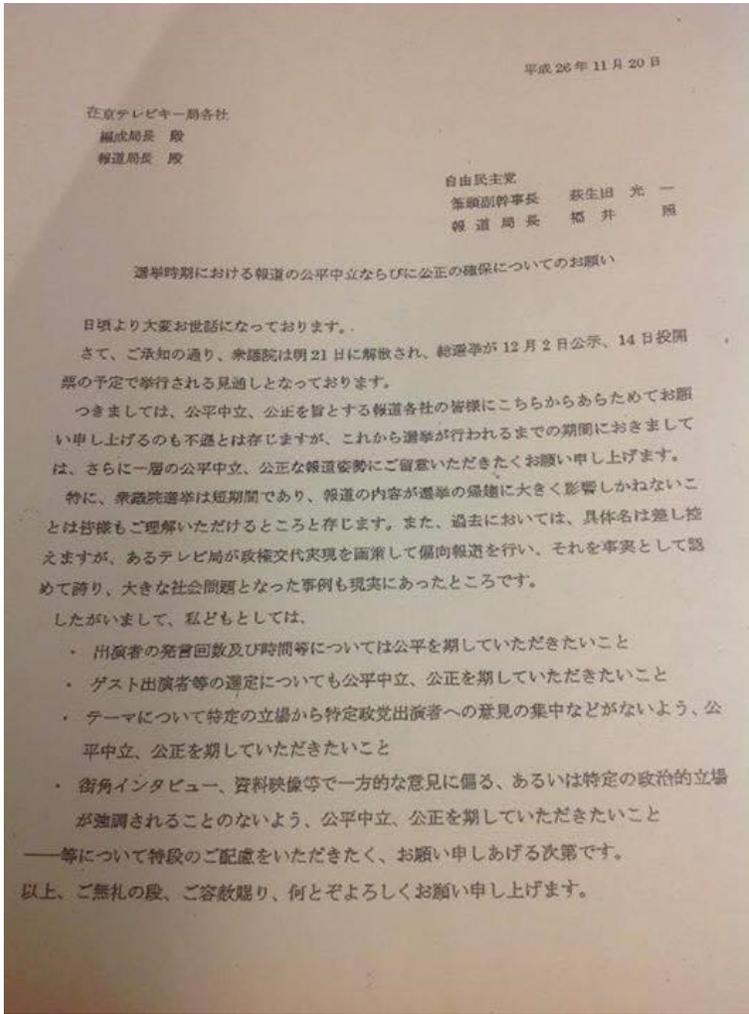
自民党改憲案

- 第21条
- 1. 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、保障する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない。

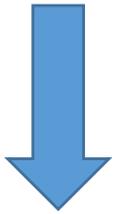
改憲案から削除

- ・ 第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである
- ・ (拷問も可)

政府からテレビ局への選挙報道に関する「お願い」



政権からの圧力

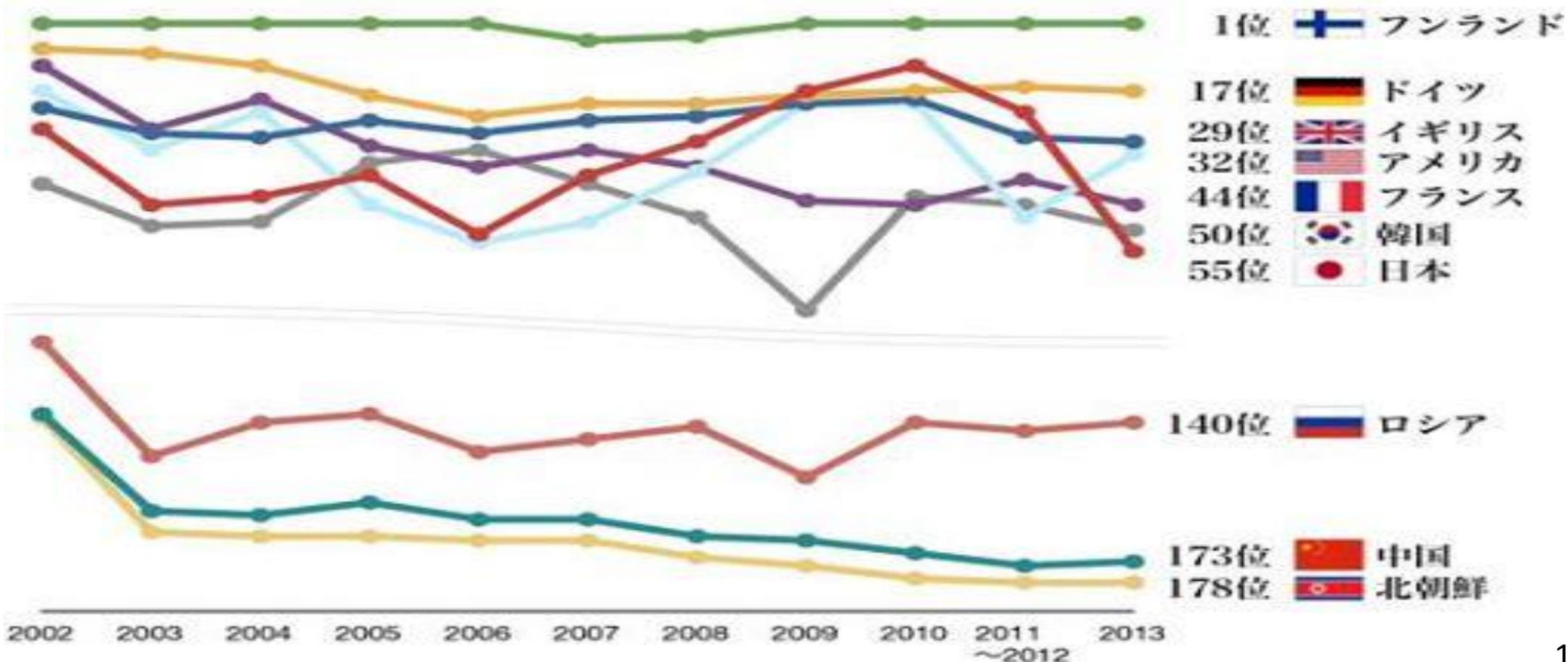


メディアの自主規制

イギリスなら・・・？

報道の自由度ランキング

[国境なき記者団調査]



2014年
日本
59位



100位以下になるかも？

第1次安倍
政権51位

第2次安倍
政権

国際人権法

第2次大戦中の著しい人権侵害に対する反省

人権は国内事項→国際関心事に

国連の目的

「人種、性、言語又は宗教による差別のない
すべての者のための人権及び基本的自由の
普遍的な尊重及び遵守」(国連憲章55条c)

(国際)人権？

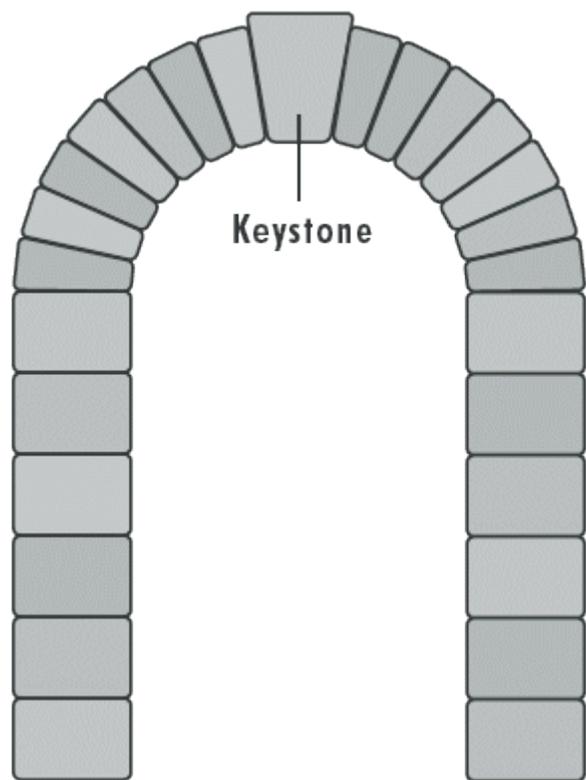
- 差別の禁止、生命・身体の自由、移動の自由、思想・信条の自由、表現の自由、情報への権利、集会・結社の自由、居住の権利、食糧への権利、健康への権利、教育への権利 など

【世界人権宣言】

情報にアクセスする権利

「情報の自由は基本的な人権であり、国連が関与するすべての自由の試金石 (touchstone) である。」

第1回国連総会決議59(1)(1946年12月14日)



「独立した国家で定期的に選挙を行い、政府に批判の声をあげる反体制政党があり、広範囲に検閲を設けなくて新聞が政府の政策を自由に報道し、疑問を呈することを許すいかなる国も、飢饉に苦しめられたことはない」
(アマルティア・セン)

情報へのアクセス—すべての人権の条件、要石
(Keystone)

世界人権宣言19条

- すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

「情報にアクセスする権利」

市民的及び政治的権利に関する 国際規約（自由権規約）19条

- ・ 1項： すべての者は、干渉されることなく意見をもち権利を有する。
- ・ 2項： すべての者は、表現の自由についての権利を有する。この権利には、口頭、手書き若しくは印刷、芸術の形態又は自ら選択する他の方法により、国境とのかかわりなく、あらゆる種類の情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。

情報にアクセスする権利の原則

・ 自由が原則であり、制限(を加えること)は例外

Freedom is rule, limitation is exception

→「情報にアクセスする権利」に関して

「まずは公開を前提とすべし」と考える。

公開/が望ましいという推定。

Presumption in favour of disclosure

情報へのアクセスに対する制限

19条3項

19条3項： 2の権利の行使には、特別の義務及び責任を伴う。したがって、この権利の行使については、一定の制限を課すことができる。ただし、その制限は、法律によって定められ、かつ、次の目的のために必要とされるものに限る。

(a) 他者の権利又は信用の尊重

(b) 国の安全、公の秩序又は公衆の健康若しくは道徳の保護

公開による損害と公共の利益に関するテスト

情報公開によって相当な損害が生じる危険性がある場合のみ制限を加えることができるが、その場合も政府はその情報公開がどうして損害になるのか、どのようにどれくらいの損害になるのか、を説明しなければならない。

また、その制限が国際人権法に矛盾しないものであることを説明する責任がある。

・そして、公開によって生じうる損害は公開による公共の利益よりも大きくなければならない。

つまり、ある情報の公開により損害が生じる危険性があっても、その情報を公開することによる公共の利益のほうが大きい場合は、公開しなければならない。

公開によって生じる損害が大きいか、公益のほうが大きいかは「**独立機関**」によって判断されなければならない。

その判断は情報を所持する機関ではいけない。

自由権規約、一般的意見34

「反逆罪法及び国の安全に関する類似の規定」について

「国の安全を脅かさない正当な公益に関する情報公開を抑圧もしくは差し控えるために、又は、そのような情報を発信したことを根拠に、ジャーナリストや、研究者、環境保全活動家、人権擁護者その他の者を起訴するために、当該法律を発動することは、第3項とは両立しない」

A man with glasses, wearing a dark suit, a light blue shirt, and a striped tie, is seated at a conference table. He is gesturing with his hands while speaking. The background consists of a light-colored wall and a wooden panel. The text is overlaid on the bottom of the image.

皆様は貴国の未来のために
活動されているのだと思います

日本の秘密保護法

- 起草過程の問題（cf.南ア）

2週間のパブコメ期間。90,480のコメント、そのうち69,579反対、懸念。

- 秘密の指定があいまい

（別表；防衛、外交、特定有害活動の防止、テロリズムの防止）

- 最長10年の刑。

日本は人権条約に批准している

- 「批准」

条約や協定を国として確認・同意する

「その条約を我が国も取り入れて守る」という意味

- 日本では国際人権基準を国内法で実施

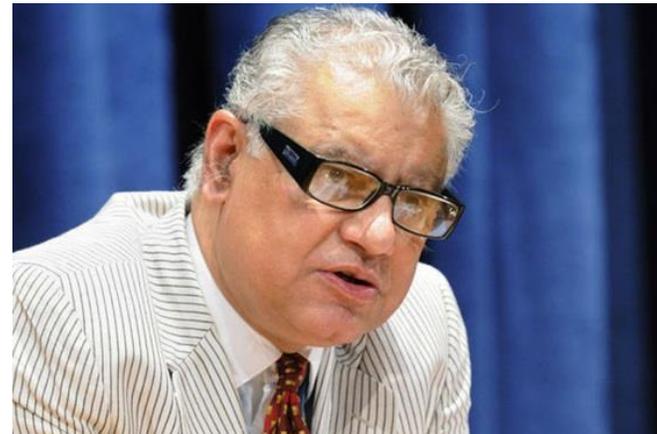
- **人権条約に反する国内法は改定・廃止しなくてはいいけない。**（条約は法律より上位。）

（ex. 男女雇用機会均等法、非嫡出子相続差別の是正）

国連特別報告者 —— 日本を含めた人権 理事会によって任命された独立専門家



フランク・ラ・ルー
国連特別報告者
(表現の自由)



アナンド・グローバー
国連特別報告者(健康
への権利)

表現の自由に関する国連特別報告者 (フランク・ラ・ルー) 声明 11月21日

- 国際法における人権基準に照らし合わせた法案の適法性について憂慮を表明。
- 「秘密を特定する根拠が極めて広範囲であってしまいがち」「内部告発者、そして秘密を報道するジャーナリストにさえも重大な脅威をはらんでいる」

国連人権高等弁務官（ナビ・ピレイ） 12月3日

政府や国会に慎重な審議を促す

- ・ 「何が秘密を構成するかなど、いくつかの懸念が十分明確になっていない」
- ・ 「国内外で懸念があるなかで、成立を急ぐべきではない」
- ・ 「政府がどんな不都合な情報も秘密として認定できてしまう」
- ・ 「日本国憲法や国際人権法で保障されている表現の自由や情報にアクセスする権利への適切な措置が必要」



国連自由権規約委員会による日本報告書審査 (2014年7月、ジュネーブ)

審査に先立ち

- 政府報告書
- NGOによるカウンターレポート
(秘密保護法とヘイトスピーチを最重要課題)

秘密保護法についてのレポート——
日弁連、19のNGOによる共同レポート、
アムネスティ・インターナショナル、
オープンソサエティ財団
→NGOブリーフィング



本審査



委員の質問

- 権利の制約の適用範囲が非常に不明確
- 最長10年の刑はメディアを非常に委縮させる
- 秘密情報の流布が理由でジャーナリストや環境活動家、人権擁護者を起訴することは規約19条と整合性がない

議長の質問

そもそもどういう問題があったら、秘密保護法が必要になったのか



自由権規約委員会による最終見解

- 秘密に特定できる事項に関する定義が、広くて曖昧である。
- ジャーナリストや人権擁護者の活動に深刻な委縮効果を及ぼしうる重い刑罰を課している

ことへの懸念

秘密保護法が規約19条の定める厳格な基準と合致することを確保するように勧告。

ブロガー処罰

鈴木審議官

「ブログが不特定多数の人が閲覧でき、客観的事実を事実として知らせることを内容とし、ブログに（記事を）掲載している者が継続的に行っている場合には、（秘密保護法の）『出版または報道の業務に従事する者』に該当する場合がある」

→ 該当しないと判断した場合には処罰の対象となる。

<p>処罰対象とする法案の基本的な仕組みについて何ら触れない虚偽答弁ともいえる不正確なものです。</p>	<p>ブロガー処罰 政府否定せず</p>
<p>どをする人（ブロガー）が「秘密保護法案」の対象となり処罰される可能性について、内閣官房の鈴木良之審議官は14日の衆院国家安全保障特別委員会で「個別具体的な状況での判断が必要で一義的に答えることは困難だ」と述べ、否定しま</p>	<p>せんでした。公明・国重徹氏への答弁。鈴木審議官は「ブログが不特定多数の人が閲覧でき、客観的事実を事実として知らせることを内容とし、ブログに（記事を）掲載している者が継続的に行っているような場合には、（秘密保護法案の）『出版又は報道の業務に従事する者』に該当する場合がある」と述べました。</p>
<p>「出版又は報道の業務に従事する者」に該当する場合がある」と述べました。</p>	<p>行政機関が特定のブロガーを「出版又は報道の業務に従事する者」に該当しないと判断した場合は、処罰対象となることが明らかになりました。</p>

自由権規約委員会による「ジャーナリスト」 の定義

- 「ブロガーや印刷物、インターネット
やその他の方法で自己出版に従
事する人たち」も含まれる

(「一般的意見34」44項)

(特定秘密法)運用基準「甚だ不十分、改訂を」 米・安保専門家、パブコメ提出

2014年8月23日05時00分

印刷 | メール

面一覧 ▼



特定秘密保護法の施行に向け、政府が実施している運用基準などの素案に対するパブリックコメント(意見公募)に、米の安全保障専門家モートン・ハルペリン氏(76)が「甚だ不十分であり、改訂されるべきだ」とする意見を出していたことが22日、わかった。秘密保護法対策弁護団が明らかにした。



秘密保護法への国際社会からの批判、勧告

世界はどう見ているか

「国際人権基準と秘密保護法」



秘密保全法に反対する愛知の会

秘密保護法に反対する愛知の会

Tel 052-953-8052

Fax 052-953-8050

Email

no_himitsu@yahoo.co.jp

Blog

<http://nohimitsu.exblog.jp>

秘密保護法に反対する学生有志の会 (SASPL)



今後、何ができるか？

1「表現の自由に関する国連特別報告者」の国別調査報告書

- 特別報告者——1年に2カ国選んで訪問調査

(cf. グローバー勧告)

- ラ・ルー氏の後任——David Kaye

カリフォルニア大学教授



- 2. 国連人権理事会におけるアピール(ex。HRNのステートメント2014年3月)

- 3. 国連人権理事会によるUPR (普遍的・定期的レビュー)

前回は2012年、たぶん次回は2016年

- 国連勧告の活用。(議員、メディア?)

- 政府の国連勧告無視への対策。

(政府——国連の選択的利用)

「個人通報制度」の批准の必要性

- 各国連人権条約機関が設ける「個人通報制度」国内救済手続きを尽くした後、国連人権条約機関に訴えることができる。

「表現の自由、情報にアクセスする権利」に関して、情報不開示への不服でもいい。

- 日本は一つも批准していない。——個人通報制度利用の道が皆無なのはG8の国では日本だけ。

オープンソサエティからの質問

- 自由権規約委員会の最終勧告が与えた影響は？

- 外からの声は日本国内にどう影響を与えているのか？何か効果があったのか？

オープンソサエティによるパブコメ、ハルペリン氏の2回の日本訪問、